

.....

**庁舎検討懇談会 概要**

.....

## 1. 趣旨・目的

「鶴ヶ城周辺地域利活用構想」における市役所庁舎の位置づけを踏まえ、必要な機能、規模、ロードマップを検討する市民懇談会を開催した。

## 2. 開催概要

	日時	開催場所	概要
第1回	平成27年10月5日 (月) 15:30~17:30	生涯学習総合センター(會津稽古堂) 研修室2	懇談会の目的やスケジュール、鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想(平成22年8月)、庁舎に関する市民意識及び現庁舎の現状について情報を共有し、質疑応答や意見交換を行った。
第2回	平成27年10月23日 (金) 13:30~15:30	生涯学習総合センター(會津稽古堂) 研修室2	他自治体の庁舎等整備事例について研究し、2グループに分かれフリーディスカッションを行った。
第3回	平成27年11月17日 (火) 13:30~15:30	生涯学習総合センター(會津稽古堂) 多目的ホール	歴史的建造物の保存活用事例等について研究し、質疑応答や意見交換を行った。
第4回	平成27年12月17日 (木) 13:30~15:30	生涯学習総合センター(會津稽古堂) 研修室2	2グループに分かれ、市役所庁舎に求められる役割、整備目標及び整備位置について検討した。また、庁舎の様々な整備手法について研究した。
第5回	平成28年1月21日 (木) 13:30~15:30	生涯学習総合センター(會津稽古堂) 研修室2	第4回までのまとめ、庁舎整備のあり方、財源・事業手法、整備までの流れについて検討した。
第6回	平成28年2月10日 (水) 13:30~15:30	生涯学習総合センター(會津稽古堂) 研修室2	第5回までの意見を確認しながら庁舎整備の方向性について検討し、懇談会意見の取りまとめを行った。

## 3. 庁舎検討懇談会の議論について

第7次総合計画に市役所庁舎を位置づけしていくため、市民参加による「庁舎検討懇談会」を設置し、庁舎整備の方向性について検討した。庁舎検討懇談会は、全6回行い、懇談会意見の取りまとめについては、「庁舎整備の方向性に関する意見書」として取りまとめを行った。



#### 4. 「庁舎整備の方向性に関する意見書」

平成 28 年 3 月 7 日（月曜日）、庁舎検討懇談会より室井市長へ、「庁舎整備の方向性に関する意見書」が提出された。

##### ■意見書の概要

#### ①市庁舎に求められる役割と庁舎整備の目標

##### (1) 役割 1 会津のランドマーク（※）として、市民や市のシンボルとなる

人々をつなぎ親しまれる会津の代表的な建物として、これからも変わらない市民や市のシンボルとなる役割が求められる。

【目標】人と歴史、未来をつなぐ会津のシンボル庁舎を整備する

##### (2) 役割 2 まちの要として、人が集い、賑わいを創り出す

人々や企業、情報が集まり、それぞれがつながり行き交うまちの交差点として、賑わいと活気を創出する役割が求められる。

【目標】子供から大人まで皆が集う元気あふれる庁舎を整備する

##### (3) 役割 3 市民の暮らしのよりどころとなる

市民の安全・安心な暮らしを支え、災害時においても市民の生活、福祉の拠点となる役割が求められる。

【目標】市民の安全、安心な暮らしを守る庁舎を整備する

##### (4) 役割 4 情報、市民サービスのターミナルとなる

市民生活に必要な情報を収集、発信するとともに、ワンストップによる市民サービスの提供など、効果的かつ効率的で、誰もがわかりやすい行政サービスを提供する役割が求められる。

【目標】誰もが利用しやすい、情報・市民サービスの拠点となる庁舎を整備する

##### (5) 役割 5 歴史を継承し、会津らしいまちなかの景観を守り育てる

本市の歴史を見続けてきた歴史的建造物として、その価値を継承するとともに、会津らしいまちなかの景観を守り、形成する役割が求められる。

【目標】歴史を継承しつつ、最先端の機能をもつ「レトロ新しい」庁舎を整備する

#### ②庁舎整備の位置

現在の本庁舎および、その周辺での庁舎整備が望ましい。

【上記の考え方】

その他の位置とする場合、人の流れを大きく変えることとなり、人口減少社会の中で、こうした「まちの流動化」を受け入れることは難しいと考える。

また、近年の人口動態や財政状況などから、新たな用地の取得や道路等のインフラ整備は極めて困難であると考えられる。

### ③ 整備のあり方

本庁舎旧館（北側）の耐震性を確保した上で保存・活用するとともに、基本的に本庁舎、栄町第一庁舎、栄町第二庁舎、栄町第三庁舎における行政サービスや庁舎機能を集約し、まちなかの景観や駐車場の確保、交通アクセスに配慮した新たな総合庁舎を建設することが望ましい。

加えて、単なる行政サービスの拠点としての機能だけではなく、「市民が集う場」、「観光の拠点」といった機能を重要な要素としながら、市民や観光客等が集う「みんなの庁舎」を整備するよう切に要望する。

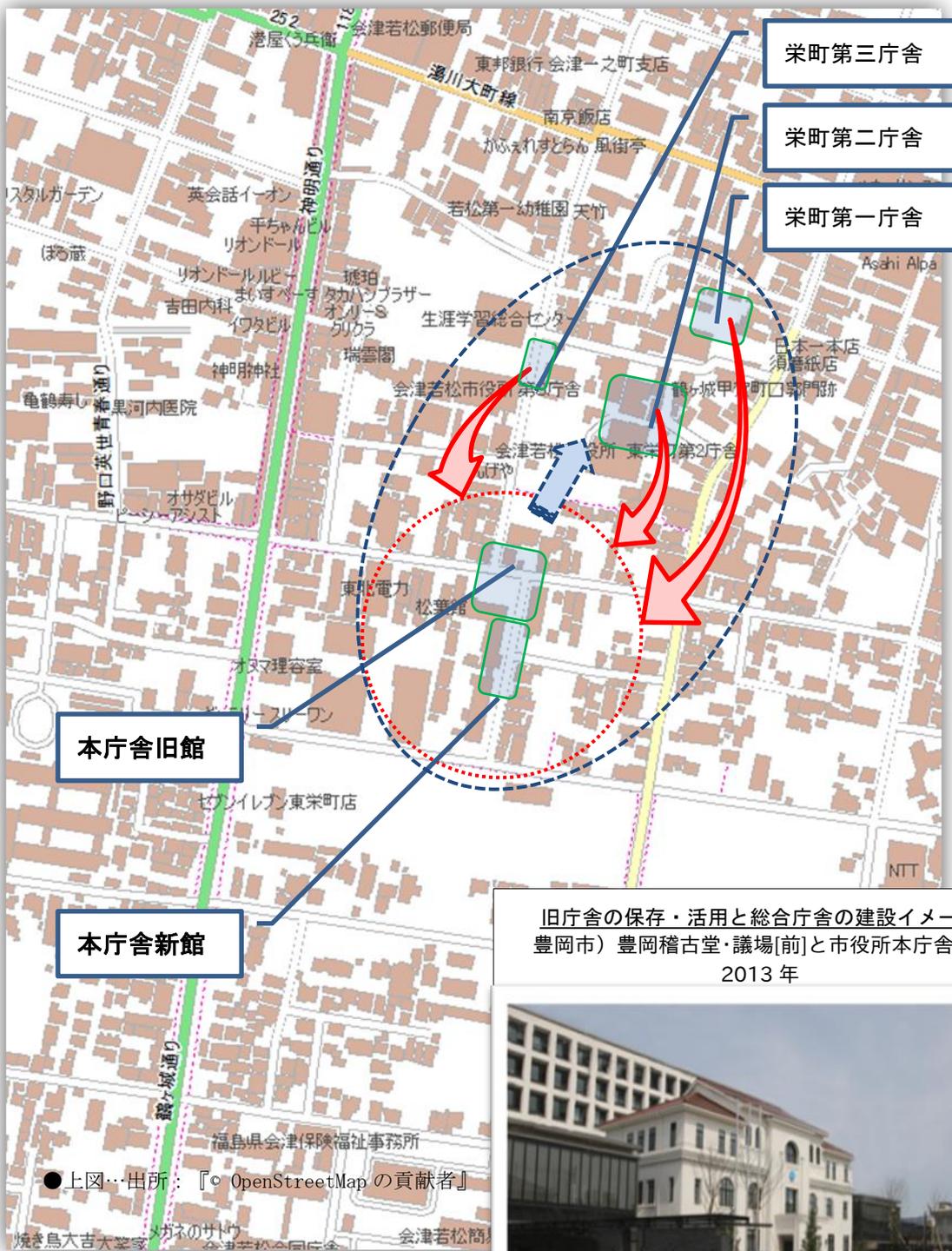
【上記に付帯する意見】

現時点において、新庁舎整備後の各庁舎の利活用については、「鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想」の考え方を基本とするが、庁舎に求められる機能の集積等により、その建物が極度に高層となることは、景観上好ましくない。

今後の庁舎機能・規模の検討において、新たな総合庁舎の高層化が見込まれる場合、利用者の目線から、効率的かつ情報通信技術を最大限に生かした効果的な機能の配置等を検討し、総合的な視点から現本庁舎周辺に位置する分庁舎の建物や敷地の活用（駐車場としての活用を含む）も考慮すべきである。

～庁舎整備のイメージ～

＜配置イメージ図＞



旧庁舎の保存・活用と総合庁舎の建設イメージ  
 豊岡市) 豊岡稽古堂・議場[前]と市役所本庁舎[後]  
 2013年



●上写真…提供：豊岡市総務部総務課

④ 財源・事業手法

庁舎整備の財源は庁舎整備基金の活用を基本とし、必要があれば長期的なコストバランス、財政状況等を十分考慮した上で、合併特例債（※）を活用することが望ましい。

【上記に付帯する意見】

財源については、整備内容との関連もあり、庁舎整備基金を基本としながら、今後、各種補助制度やPFIをはじめとする民間との連携、創意工夫による事業資金の確保等、有効な事業手法を十分検討すべきである。

また、例えば寄付を募り、その方々の名前を新たな庁舎の一部に記すなど、より愛着の持てる庁舎として整備することが望まれる。

※ 合併特例債… 平成の大合併による新市建設計画の事業費として特例的に起債できる地方債。事業費の95%まで充当が可能で、国が返済の70%を負担（普通交付税措置）。発行期限は合併から15年（本市は東日本大震災の被災地として合併から20年→平成37年度まで）。

## ⑤ 整備までの流れ（今後の進め方）

会津若松市第7次総合計画へ庁舎整備の方向性を位置づけるとともに、平成29年度以降、市民をはじめ様々な意見を聞きながら詳細な検討を進め、できる限り早期に庁舎を整備することが望ましい。

【上記に付帯する意見】

具体的な整備にあたっては、その事業スケジュールや進捗状況を公開しながら、市民等の参画のもと具体的な検討を進めること。また、整備の時期については、できる限り早期の整備を望むものであるが、新市建設計画に配慮しながら、最優先で進めている小中学校施設の耐震化状況や財政見通しを踏まえ、判断すべきである。

～上記意見に関して、現時点で考えられるスケジュール～  
[年度]

